

納期の特例に関する（承認・取消）申請書

		※指定番号	
年 月 日 那珂川町長 様	申 請 者	住所又は 所在地 〒	
		(フリガナ)	
		氏名 又は名称	
		代表者の 職氏名印	(印)
		連絡先	
		担当者氏名	
		電話番号	

承認申請書	地方税法第321条の5の2第1項（法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）及び那珂川町条例第46条の2の規定による町県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。				
納期の特例の適用を受けようとする税額		年 月分 以降の納期に係る町県民税特別徴収税額			
最近における6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額の内訳	年 月	給与の支払いを受ける者		臨時に雇用している者(※)	
		人員	給与の支給金額	人員	給与の支給金額
	年 月 日	人	円	人	円
	年 月 日	人	円	人	円
	年 月 日	人	円	人	円
	年 月 日	人	円	人	円
	年 月 日	人	円	人	円
	年 月 日	人	円	人	円
町に係る地方団体の徴収金の滞納又は最近における著しい納付又は納入の遅延の事実(※)	徴収金の種類	年度	期別	滞納等の額	
				円	
				円	
滞納等の事由(※)					
申請日以前1年以内に納期の特例の承認を取消されたことの有無及び取消日	有 (年 月 日) 無				

(※) の欄については、該当がある場合のみ記載してください。

取消申請書	承認を受けた納期の特例については、以下の理由により 年 月 分から取消を申請します。 なお、特別徴収税額は前月までのものを含めて翌月10日までに納入します。 1 . 給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなったため。 2 . 納期の特例を受ける必要がなくなったため。 3 . その他 理由
	}

納期の特例の制度について

特別徴収した町県民税は、原則として、給与を支払った月の翌月10日までに年12回で町に納めなければなりません。

しかし、給与の支払人員が常時10人未満（パート職員等を含む）であり、かつ申請により町長の承認を受けた場合に限り、支払った給与から徴収した特別徴収税額を年2回で納付することができます。

※「常時10人未満」というのは、常には10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

これに該当する特別徴収義務者でこの特例の適用を受けるためには、町長に申請し、その承認を受けてください。

なお、一度承認を受ければ、取消となる場合に該当しない限り、翌年度以降も継続して特例の適用を受けることができますので、毎年改めて特例の適用の申請をする必要はありません。

- (1) この特例の承認を受けると、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
6月から11月までに徴収した税額	12月10日
12月から翌年5月までに徴収した税額	翌年6月10日

◎10日が土曜、日曜、祝日の場合は、これらの日の翌日

※町県民税特別徴収の納入書は各月（12ヶ月）分を送付しておりますが、**11月分と5月分のみを使用し、納入していただきますようお願いします。**

- (2) 年度の途中で申請があった場合は、承認を受けた日が属する月から納期の特例が適用となります。

(注) 8月に承認を受けた場合

8月分～11月分までの4か月分 →12月10日まで

- (3) この規定は、あくまでも特別徴収義務者に対する納期の特例です。納税者からは毎月給与支払の際に必ず徴収してください。

- (4) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が年度の途中で10人以上となった場合には、その旨を遅延なく町長に申請書を提出しなければなりません。

- (5) 納期の特例を受けた場合でも、退職等異動があったときは、特別徴収税額が変更となりますので「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は速やかに提出してください。

- (6) 滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、この特例を受けられないことがあります。

また、この承認を受けましても、滞納や納入遅延があると、この特例の承認を取り消されることがありますのでご注意ください。